

エネルギー管理規程

平成22年11月24日 規程第22-51号
改正:平成26年 4月 1日 規程第26-19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」という。)に基づき、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化(以下「エネルギーの使用の合理化等」という)に関する必要事項を定め、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の適切なエネルギー管理に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義はそれぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1)「エネルギー」とは、省エネ法第2条第1項にいう、燃料、熱及び電気をいう。
- (2)「事業所等」とは、組織規程(規程第15-3号)第233条に定める本社及び事業所等のうち国内にあるものをいう。
- (3)「環境配慮活動責任者」とは、環境経営推進規程(規程第16-1号)第8条第2項に定める責任者をいう。

(エネルギー管理基本方針)

第3条 役職員は、環境経営推進会議で定めるエネルギー使用の合理化等の取組方針(以下「取組方針」という。)に従い、エネルギー使用の合理化等に関する活動に取り組む。

第2章 組織と機能

(エネルギー管理統括者)

第4条 機構にエネルギー管理統括者(以下「統括者」という。)を置き、副理事長をもって充てる。

2 統括者は、JAXA 環境基本方針と整合をとり、エネルギーの使用の合理化等に関する統括管理を行う。

(エネルギー管理企画推進者等)

第5条 機構に、統括者の業務を補佐するエネルギー管理企画推進者(以下「企画推進者」という。)を置き、安全・信頼性推進部長をもって充てる。

2 エネルギー管理企画推進者補助者(以下「補助者」という)を置き、施設設備部長をもって充てる。

3 補助者は、機構の施設、設備等にかかるエネルギーの使用の合理化等にあたり、企画推進者に対して技術的な支援を行う。

4 統括者は、企画推進者に、選任すべき事由が生じた日以後6ヶ月以内に省エネ法に定める指定講習機関が実施するエネルギー管理講習を修了させなければならない。ただし、企画推進者がエネルギー管理士の免状交付を受けている場合を除く。

(エネルギー管理員)

第6条 事業所等のうち、省エネ法で定める第1種エネルギー管理指定工場及び第2種エネルギー管理指定工場に該当する事業所等にエネルギー管理員(以下「管理員」という。)を置く。

2 管理員は、省エネ法に定める指定講習機関が実施するエネルギー管理講習の修了者もしくはエネルギー管理士の免状交付を受けている者の中から企画推進者が選任する。

3 管理員は、企画推進者の指示を受けて、必要に応じ次条に定める環境配慮活動責任者を通じて、それぞれが所掌する事業所等の設備に関する次の業務の取り纏めを行う。

- (1) エネルギーを消費する設備の管理
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視
- (3) 電気の需要の平準化に資する取組等の把握
- (4) 電気需要平準化評価原単位の算出
- (5) 定期報告書の作成
- (6) 国又はその受任者の立入検査に係る報告書類の作成
- (7) エネルギーの使用の合理化等に係る管理標準の作成及び維持
- (8) その他企画推進者が別に指示する事項

(環境配慮活動責任者)

第7条 環境配慮活動責任者は、環境配慮活動の一環として、企画推進者の指示を受けて、所掌する設備等の使用状況を把握し、計画的なエネルギーの使用の合理化等に関する次の活動を行う。

- (1) エネルギーを消費する設備の管理
- (2) エネルギーの使用の方法の改善及び監視
- (3) 電気の需要の平準化に資する取組等の把握
- (4) 管理標準の作成及び維持

なお、前条に規定する管理員が所掌する事業所等においては、前項に定める活動について管理員を補佐する。

(事務局)

第8条 事務局は安全・信頼性推進部とし、施設設備部の協力を得て企画推進者の指示のもと、以下の業務を行う。

- (1) エネルギー使用状況の把握
- (2) 省エネ法に基づく届け出事項のとりまとめ
- (3) エネルギーの使用の合理化等に関する施策のとりまとめ

- (4) 中長期計画書及び定期報告書のとりまとめ
- (5) 国又はその受任者の立入検査の対応
- (6) 管理標準のとりまとめ
- (7) 管理体制、取組方針及びその遵守状況並びに評価を記載した書面のとりまとめ
- (8) 職員への取組方針の周知、エネルギーの使用の合理化等に関する教育の実施

第3章 雑則

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、エネルギーの使用の合理化等に関し必要な事項は、安全・信頼性推進部長が別に定める。

附則

この規程は、平成22年11月24日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附則(平成26年 4月 1日 規程第26-19号)

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。